

1 空き家相続登記等補助

登記完了証



空き家の適切な登記を促進するため、相続登記等費用の一部を補助します。

○補助対象となる経費

- ・空き家の相続登記、未登記の空き家の登記に関する司法書士等へ支払う費用
- ※現況測量を行うための土地家屋調査士への費用も対象です。
- ※登録免許税は、対象外です。

対象経費の1/2

上限 **5** 万円



必ず契約前に補助金の申請をしてください。
契約の後に申請された場合、補助金の交付はできません。

補助申請には、次の要件を全て満たす必要があります。

対象者

- ☐ 個人の空き家の所有者又は相続人であること
- ☐ 申請者が市税等に滞納がないこと
- ☐ 申請した年度の3月10日までに実績報告ができること
- ☐ 暴力団員等でないこと

対象物件

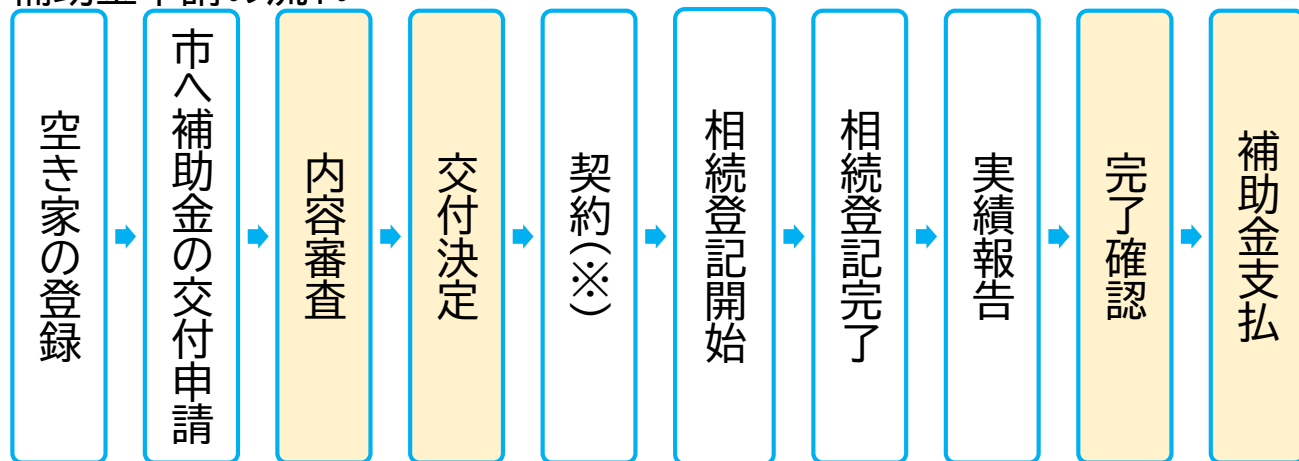
- ☐ 江田島市に登録された空き家で、相続登記が未了のもの
※江田島市に登録された空き家とは
半年以上、居住実態のない家屋(長期入院などの場合を除く)について、江田島市に登録の申請がされたものです。
- ☐ 相続登記完了後に単独所有となる空き家
※未登記の場合は、広島法務局呉支局へ表示登記及び保存登記を併せて行うこと。
- ☐ 相続登記完了後に居住又は空き家バンクに登録する空き家

空き家の所有者や購入者が家財道具を処分し、空き家の所有者や購入者が居住や空き家バンクに登録する場合には…

家財等処分補助が利用できます。

対象経費の1/2 上限 **5** 万円

補助金申請の流れ



※契約後に金額(見積額)の変更がある場合は、変更申請が必要です。

申請に必要な書類

必ず契約前に補助金の申請をしてください。
契約の後に申請された場合、補助金の交付はできません。

No	必要書類	備考
1	交付申請書	・市HPからダウンロードできます。
2	空き家の現在の所有者が確認できるもの	・登記事項証明書(法務局で取得可能) ・名寄帳兼課税台帳(市税務課で取得可能) どちらかを提出してください。(コピー可) ※申請者と所有者の続柄が確認できない場合、 戸籍謄本等を提出していただきます。
3	見積書の写し	・司法書士と土地家屋調査士で別々の見積書の場合は、両方提出してください。
4	市税等に滞納がないことを証明する書類 ※申請者本人のもの	・各市区町村の税担当課で取得できます。 ・江田島市に納税義務のある方は、江田島市の書類を提出してください。 ・江田島市に納税義務のない方は、お住まいの市区町村の書類を提出してください。
5	誓約書兼確認書	・市HPからダウンロードできます。
6	空き家登録台帳	・補助金申請時に提出できます。

実績報告時に必要な書類

報告期限:3月10日まで

- ・事業実績書
- ・領収書の写し
- ・変更後の家屋の登記事項証明書又は登記完了証
- ・居住の方は、住民票の写し
- ・空き家バンクに登録の方は、空き家バンク登録申請書の写し

空き家バンクとは

江田島市にある空き家を有効活用して、移住・定住の促進と地域の活性化を図る取り組みで、空き家の所有者に物件の登録をしていただき、利用希望者へ紹介する制度です。

登録するには、条件があります。
詳しくは、都市整備課へお問い合わせください。

問合せ先

江田島市 土木建築部 都市整備課

電話:0823-43-1647 / メール:toshi@city.etajima.lg.jp